

平成17年度税制改正後の海運関係税制一覧

【国税】

項 目	制 度 の 概 要	適 用 期 間
1. 船舶の特別償却	対象を環境負荷低減型船舶に限定 ・外航環境低負荷船（3000G/T 以上） 特償率 18/100 ・内航環境低負荷船（300G/T 以上） 特償率 16/100	平 17.4.1～平 19.3.31 平 17.4.1～平 19.3.31
2. 中小企業投資促進税制 （中小企業による機械装置等の取得に係る特例）	取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除 （資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ） （船舶については、基準取得価額×30/100の特別償却又は基準取得価額×7/100の税額控除） 1) 機械装置（取得価額160万円以上） （リース費用総額210万円以上） 2) 器具備品（取得価額120万円以上） （リース費用総額160万円以上） 3) 船舶（内航貨物船（基準取得価額＝取得価額×75%））	平 16.4.1～平 18.3.31
3. 特定資産の買換特例（圧縮記帳制度）	売船益の8割を、当初の帳簿価格（取得価格）から差し引くことにより、課税の繰り延べを図る制度 (1) 船舶から船舶 (2) 内航船舶から減価償却資産 ((1)(2)とも譲渡差益の80%を圧縮記帳)	昭 45.4.1～平 18.3.31 昭 59.4.1～平 18.3.31
4. 登録免許税の課税の特例	軽減後の税率（本則 4/1000） (1) 所有権保存登記 国際船舶：船舶価額の 2/1000 (2) 抵当権設定登記 国際船舶：債権金額の 2/1000	平 16.4.1～平 18.3.31
5. 特別修繕準備金	5年毎の定期修繕（法定）に係る費用の3/4を準備金として各年度に積立 修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4	
6. 海外投資等損失準備金制度	海外投資を行う際の政治的・経済的リスクに備えるため、一定の要件に合致した特定株式などを取得した場合、投資の一定額を準備金として積み立てた場合には積立金を損金算入できる特例 積立率： (イ) 資源探鉱 100% (ロ) 資源開発 30% (ハ) 特定海外経済協力 14% (ニ) 新開発地域 10% （上記ハ、ニについては、平成11年3月31日までに取得した特定株式等に限る）	平 16.4.1～平 18.3.31 平 16.4.1～平 18.3.31 平 10.4.1～平 18.3.31 昭 48.4.1～平 18.3.31

項 目	制 度 の 概 要	適 用 期 間
7.とん税、特別とん税 (特別とん税：特別とん譲与税法により 開港所在市町村に譲与)	外国貿易船は開港への入港の都度課税 (1)とん税 1 純トン 16 円(入港 3 回以上：一括納付 48 円/年) (2)特別とん税 1 純トン 20 円(入港 3 回以上：一括納付 60 円/年)	

【地方税】

項 目	制 度 の 概 要	適 用 期 間
1.固定資産税の課税の特例 1) 船舶	税率：標準税率 1.4% (税率制限なし 地方公共団体の判断) ・課税標準： (1)内航船 価格の 1/2 (2)外航船 価格の 1/6 (3)外国貿易船(外貿実績 50%超) 価格の 1/10 (4)外国貿易船のうち国際船舶 価格の 1/15	平 9.4.1～平 19.3.31
2) 外航用コンテナ	税率：上記に同じ ・課税標準： 価格の 4/5	平 16.4.1～平 18.3.31
2.港湾施設の特例措置 1) 外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置	税率：固定資産税 (上記に同じ) 都市計画税 (最高税率 0.3% 地方公共団体の判断) 課税標準： (1) 平成 10 年 3 月 31 までに取得した埠頭 ① 旧外貿埠頭公団からの継承資産 価格の 3/5 ② その他(承継分) 価格の 1/2 (2) 平成 10 年 4 月 1 日以降に取得する埠頭 ① 取得後 10 年間 価格の 1/5 ② その他 価格の 1/2	平 14.4.1～平 18.3.31
2) スーパー中枢港湾の次世代高規格コンテナターミナルにおいて整備される荷捌き施設等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置	税率：上記に同じ 課税標準：価格の 1/2	平 17.4.1～平 19.3.31
3) PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づく選定事業として整備される公共荷捌き施設等の特例措置	課税標準： (1) 固定資産税(税率上記に同じ)： 価格の 1/2 (2) 都市計画税(税率上記に同じ)： 価格の 1/2 (3) 不動産取得税： 価格の 1/2 (標準税率 3% 税率制限なし 地方公共団体の判断)	平 12.4.1～平 18.3.31 平 14.4.1～平 18.3.31 平 15.4.1～平 19.3.31

【国際課税】

項 目	制 度 の 概 要	適 用 期 間
1.タックスヘイブン対策税制	(1)特定外国子会社の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税 (2)欠損金の繰越期限：7 年 (但しタックスヘイブン適用開始以前に発生した欠損金には適用しない) (3)課税済留保金額の損金算入制限：10 年 平成 12 年度以降の課税済み留保所得からの配当を対象	平成 17 年度税制改正で措置された項目 平成 17 年度税制改正で措置された項目

※下線は平成 17 年度税制改正による変更箇所。